

蒸気噴出に関する環境影響評価委員会 規約

第1条（名称）

本会は、「蒸気噴出に関する環境影響評価委員会」（以下、「評価委員会」という）と称する。

第2条（目的）

評価委員会は、蘭越町での蒸気噴出に関する周辺環境および環境を経由した人健康への影響（環境影響）を評価し、その住民への説明も含めて、諸対策への助言を行うことを目的とする。

第3条（審議事項）

評価委員会は、第2条の目的を達成するため、以下の事項について検討を行う。

- （1） 蒸気噴出に関する周辺環境および環境を経由した人健康への影響の評価
- （2） その他、第2条の目的を達成するために必要な事項

第4条（組織）

- 1 評価委員会は、第2条の目的を達成するため、各有識者、各行政機関、各民間をもって組織し、委員の構成は別紙のとおりとする。
- 2 委員の追加・変更は、評価委員会の承認を得るものとする。

第5条（委員長および委員）

- 1 評価委員会に委員長1人、委員複数人を置く。
- 2 委員長が評価委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員の任期は、第2条に規定する目的を達成するまでとする。
- 4 委員長は、第3条に規定する事項を検討するためのワーキンググループを設置することができる。

第6条（事務局）

- 1 評価委員会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。
- 2 事務局は、一般社団法人 北海道環境保全技術協会に置くものとする。

第7条（オブザーバー）

委員長は、評価委員会を円滑に進め、審議内容を速やかに共有するため、委員および事務局以外の者をオブザーバーとして出席を求めることができる。オブザーバーは、委員長また

はその代理者が求めた場合にのみ、評価委員会の場で発言をすることができる。

第8条（その他関係者の出席）

委員長は、必要があると認めるとき、委員、事務局およびオブザーバー以外の者（以下、「その他関係者」という。）に出席を求め、その意見を聞くことができる。当該その他関係者は、委員長またはその代理者が求めた場合にのみ、評価委員会の場で発言をすることができる。

第9条（評価委員会の運営）

- 1 評価委員会は、第3条に規定する事項を審議するため、必要に応じ、事務局が招集する。
- 2 評価委員会は、運営にあたり必要な資料等を委員に求めることができる。

第10条（守秘義務）

オンラインでの参加も含め、評価委員会に出席する者は、配布資料を含む本評価委員会で得られた情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

第11条（評価委員会の公開について）

この評価委員会の審議は非公開で行うものとする。評価委員会の資料、議事要旨、評価報告書など（個人に関する情報が記載されたものは除く）の公開方法については、評価委員会にて検討するものとする。

第12条（規約の変更）

本規約の改正等は、出席委員の過半数以上の賛同をもって行うことができるものとする。

第13条（補足）

本規約に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会においてその都度審議して定めるものとする。

附 則 本規約は、令和5年10月25日より適用する。

蒸気噴出に関する環境影響評価委員会

委員名簿（案）

役割	名前	職名	所属
委員長	佐藤 努	教授	北海道大学 工学研究院 環境循環システム部門 資源循環工学分野 資源循環材料学研究室
委員	五十嵐 敏文	校長	旭川工業高等専門学校
委員	石塚 真由美	教授	北海道大学 獣医学研究院 獣医学部門 環境獣医科学分野 毒性学教室
委員	竹田 宜人	客員教授	北海道大学 工学研究院 環境循環システム部門 資源循環工学分野 資源循環材料学研究室
委員	吉田 貴彦	名誉教授	旭川医科大学 医学部医学科
委員	脇田 陽一	森林環境部長	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 森林研究本部 林業試験場 (静岡大学客員教授)
委員	渡部 敏裕	准教授	北海道大学 農学研究院 基盤研究部門 生物機能化学分野

(委員は五十音順で表記)